定款

特定非営利活動法人Homedoor

第１章　　総　則

(名称)

第１条 この法人は、特定非営利活動法人Homedoorという。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市中央区常盤町1丁目1番8号山内ビル4-Ｆに置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は、何らかの理由で路上或いは住居としていた家ではない場所で寝ることを余儀なくされた状況下にいる方(以下、ホームレスと呼ぶ)や失業者に対して、雇用創出に関する事業を行う。それにより、望まずしてなったホームレスの削減や失業者の減少に寄与することを目的とする。またホームレスや失業者に対し何らかの支援を行っている組織に対して、それらの組織と連携する、或いは団体同士が連携しやすいようはたらきかける事業を行うことにより、ホームレスや失業者が働ける身体と精神を持っているかを的確に判断し、働ける方には適切な雇用の場、働けない方には生活保護の補助による自立した生活が与えられる社会の実現に寄与することを目的とする。

（活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」と言う)第２条

別表１号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)、８号（人権の擁護又は平和の推進を図る活動）、１５号（職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動）及び１７号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）を行う。

（事業の種類）

第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）失業者やホームレスに対する雇用創出事業

（２）ホームレスへの支援等を行う他団体とのネットワークを広げていくための事業

（３）ホームレスや失業者に関する調査・研究事業

（４）失業者やホームレスへの理解を促す啓発活動

第３章　　会　員

（種別）

第６条 この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって法上の社員とする。

（１）正会員……この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

（２）サポーター会員… この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（３）アドバイザリー会員…この法人に対する助言や支援をする個人

（入会）

第７条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

３ 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４ 理事長は、第２項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第９条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

２　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

（１）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（２）正当な理由なく２年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

（除名）

第１０条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(１) この定款に違反したとき。

(２) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２ 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決前に通知し、当該会員から申し出があった場合には、総会または理事会において弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第１１条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第４章 　役　員

（種別および定数）

第１２条 この法人に、次の役員を置く。

（１）理事３人以上５人以内

（２）監事１人以上２人以内

２ 理事のうち１人を理事長とし、また副理事長２人をおくことができる。

（選任）

第１３条 理事及び監事は、総会において選任する。

２ 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４ 法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１４条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

２ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４ 監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第１５条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３ 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１６条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１７条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(１) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(２) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２ 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に総会において弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１８条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３ 前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　　総　会

（種別）

第１９条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構成）

第２０条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２１条 総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散及び合併

（３）事業報告及び収支決算

（４）役員の選任または解任

（５）その他この定款に定める事業及び法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２２条 通常総会は、毎年１回開催する。

２ 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(１) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(２) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(３) 監事が第１４条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第２３条 総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２ 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から

３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３ 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２４条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２５条 総会は、正会員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第２６条 総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２ 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第２７条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

２ やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（所轄庁で定めるものを言う。）により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３ 前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２８条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(１) 日時及び場所

(２) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(３) 審議事項及び議決事項

(４) 議事の経過の概要及び議決の結果

(５) 議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印しなければならない。

第６章 理事会

（理事会の構成）

第２９条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３０条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（４）事業計画及び収支予算並びにその変更

（５）入会金及び会費の額

（６）借入金（第４６条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（７）事務局の組織及び運営

（理事会の開催）

第３１条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の２分の１以上の理事から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）第１４条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３２条 理事会は、理事長が招集する。

２ 理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３３条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が他の理事を指名し、委任することができる。

（理事会の議決）

第３４条 理事会における議決事項は、第３２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第３５条 各理事の表決権は、平等なものとする。

２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、インターネット会議による会議も有効とし、審議及び表決することができる。この場合、その時のログを議事録に添付することとする。

３ 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３６条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(１) 日時及び場所

(２) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者またはインターネット会議参加者にあっては、その旨を付記すること。）

(３) 審議事項及び議決事項

(４) 議事の経過の概要及び議決の結果

(５) 議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印しなければならない。

第７章 　資　産

（資産）

第３７条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(１) 財産目録に記載された財産

(２) 入会金及び会費

(３) 寄附金品

(４) 財産から生じる収入

(５) 事業に伴う収入

(６) その他の収入

（資産の管理）

第３８条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第８章　会　計

（会計の原則）

第３９条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業計画及び予算）

第４０条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４１条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２ 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第４２条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２ 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４３条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４４条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２ 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４５条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第４６条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第９章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４７条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第４８条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(１) 総会の決議

(２) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(３) 正会員の欠亡

(４) 合併

(５) 破産手続開始の決定

(６) 所轄庁による設立の認証の取消し

２ 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３ 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第４９条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに帰属するものとする。

（合併）

第５０条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第１０章　公示の方法

（公告の方法）

第５１条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１１章 　事務局

（事務局の設置）

第５２条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

２ 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５３条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（書類及び帳簿の備置き）

第５４条 主たる事務所には、法第２８条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えてお

かなければならない。

（１）会員名簿及び会員の異動に関する書類

（２）収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

（組織及び運営）

第５５条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１２章　　雑　則

（細則）

第５６条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

 附 則

１ この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２ この法人の設立当初の役員は、第１３条第１項及び第２項の規定に関わらず、次のとおりとする。

理事長 　川口 加奈

理事 本多 杏里

 　　　同　 塩山　諒

監事 　杉浦　元

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成

２５年６月３０日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第４５条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成

２４年３月３１日までとする。

５ この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４０条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６ この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(１)正会員（個人・団体） 入会金 1,000円

　　 　　　　　　　　　　年会費 500 円

(２)サポーター会員（個人・団体） 入会金 1,000 円

　　 　　　　　　　　　　　　　　年会費 500 円

　　(３)アドバイザリー会員　入会金0円

　　　　　　　　　　　　　　年会費0円